
**豊島区障害者計画の改定、および第6期障害福祉計画
ならびに第2期障害児福祉計画策定の支援業務委託
募集要項**

**令和元年6月
豊島区**

目次

1	業務目的	1
2	業務内容	1
3	参加資格及び欠格条項	2
4	参加受付	2
5	参加資格の確認	3
6	提案書等の提出	3
7	募集要項に関する質問の受付及び回答	4
8	委託予定額	5
9	審査基準	5
10	選定方法	6
11	受託候補者の特定	6
12	契約の締結等	6
13	その他留意事項	7
14	選定までのスケジュール	7
15	担当	7

豊島区障害者計画の改定、および第6期障害福祉計画ならびに第2期障害児福祉計画策定の支援業務委託の募集要項

豊島区障害者計画の改定、および第6期障害福祉計画ならびに第2期障害児福祉計画策定の支援業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1. 業務目的

豊島区では、令和元年度から新たな計画期間を迎える豊島区障害者計画の改定、および第6期障害福祉計画ならびに第2期障害児福祉計画策定作業に取り組んでいます。

豊島区障害者計画・第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画は、豊島区における福祉の総合計画である「豊島区地域保健福祉計画」に内包される障害者分野の実施計画です。また、それぞれ障害者基本法第11条、障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画です。

本業務委託は、下記2点について、令和元・2年度の2年間にわたり継続的に行います。

- ① 計画策定の基礎資料として、障害者の日常生活の実態・意向等の調査（令和元年度）
- ② 上記①の調査結果を踏まえ、国や東京都の最新動向及び豊島区障害者・障害福祉・障害児福祉計画推進会議等の意見を反映した計画を策定するための支援（令和2年度）

2. 業務内容

【令和元年度】

- (1) 豊島区障害者計画の改定に伴う、障害者等実態・意向調査（以下、障害者実態調査という。）の実施
- (2) 第6期障害福祉計画の策定に伴う、障害者実態調査の実施
- (3) 第2期障害児福祉計画の策定に伴う、障害児等実態・意向調査（以下、障害児実態調査という。）の実施

【令和2年度】

- (1) 豊島区障害者計画の改定に関する支援
- (2) 第6期障害福祉計画の策定に関する支援
- (3) 第2期障害児福祉計画の策定に関する支援

* 詳細については、「豊島区障害者計画の改定、および第6期障害福祉計画ならびに第2期障害児福祉計画策定の支援業務内容説明書」別紙1のとおりです。

3. 参加資格及び欠格条項

【参加資格】

プロポーザルの参加資格は、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（物品）において、豊島区の入札参加資格を有していること。
- (2) 他自治体において障害者・障害福祉・障害児福祉計画またはこれに類する計画の策定支援業務実績があること。

【欠格条項】

以下のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- (2) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）による入札参加除外措置を受けている者。
- (3) 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税を滞納している者。

4. 参加受付

(1) 受付期間

令和元年 6 月 19 日（水）～ 令和元年 7 月 9 日（火）

（開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（土日・祝祭日は除く））

(2) 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式 1） 1 部
- ② 会社概要（パンフレット等） 1 部

*②のパンフレット等により上記 3.参加資格及び欠格条項の【参加資格】(2)の「計画策定支援業務実績」が確認できない場合には、別途確認できる資料を添付してください。

- ③ 直近における法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税の納税証明書（税額の証明ではありません）または領収書の写し

(3) 提出方法・提出先

- ① 提出方法：持参または郵送、宅配便に限ります。

*持参の場合は、②の提出先に必ず電話で予約のうえ、ご持参ください。

*郵送の場合は、書留に限ります。

*郵送・宅配便の場合は、提出期日までに必着といたします。

- ② 提出先：豊島区 保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ

〒171 - 8422 豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号 区役所 4 階西 3

電話：03-3981-1766

5. 参加資格の確認

参加意向申出書提出者には、令和元年7月12日（金）（予定）に、参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付するとともに後日書面にも通知いたします。

なお参加資格要件を満たした場合には、プロポーザル関係書類提出要請書、企画提案提出書、質問書等の様式類一式も同時に送付いたします。

6. 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和元年7月16日（火）～令和元年7月26日（金）午後5時（時間厳守）

(2) 様式、内容等

次の①～④の書類を提出してください。

① 企画提案提出書（様式2）

A4版で横書き両面印刷の左綴じ20ページ程度で作成してください。

様式2を表紙として用いたうえで、次のi～iiiの内容を盛り込むものとします。

* 提案書の様式は問いませんが、文字は日本語を使用し文字サイズは原則10.5ポイント以上、金額は円表示とします。

* 白黒印刷でもカラー印刷でも可といたします。

i 令和元年度調査について

- ・ 障害者実態調査・障害児実態調査の各調査における調査項目（豊島区の現状分析を踏まえた提案があれば、その視点を簡単に明記してください。）
- ・ 障害者実態調査及び障害児実態調査における調査結果の集計、分析手法、実施スケジュール
- ・ 調査回答の回収率向上に向けた提案
- ・ 個人情報保護についての配慮（プライバシーマーク取得等）

ii 令和2年度計画改定・策定支援について

- ・ 障害者施策における国・都の動向、今後の方向性についてのとらえ方
- ・ 障害福祉における総合的・包括的なケア基盤の充実と、日常生活支援のとらえ方
- ・ 障害者・障害福祉・障害児福祉計画に盛り込む重点項目についての提案
- ・ 各計画策定までの業務フロー、スケジュール

iii 委託に関する経費について

- ・ **別紙1**における見積金額とその積算内訳
- * 令和元年度分については、8. 委託予定額の（1）令和元年度分の委託予定額以下とします。
- * 令和2年度分については、委託予定額が未確定であるため、参考値として記載してください。

② 業務実施体制（様式3）

*各担当者がどの計画を担当するのかを明記し、担当者不在時の緊急対応について欄外に記載してください。

③ 予定技術者調書（様式4）

④ 業務実績書（様式5）

(3) 提出部数

正本1部（要押印）及び副本10部

副本については、会社名が判別できないようにしてください。

(4) 提出方法・提出先

① 提出方法：持参または郵送、宅配便に限ります。

* 持参の場合は、②の提出先に必ず電話で予約のうえ、ご持参ください。

* 郵送の場合は、書留に限ります。

* 郵送・宅配便の場合は、提出期日までに必着といたします。

② 提出先：豊島区 保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ

〒171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号 区役所4階西3

電話：03-3981-1766

(5) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、本区から質問を受けた場合はその都度指定する期日までに回答してください。

質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとします。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱いますのでご注意ください。

7. 募集要項に関する質問の受付及び回答

(1) 本募集要項に係る質問は、(様式6)の質問書に記入し、令和元年7月16日(火)から令和元年7月19日(金)午後5時(時間厳守)までに電子メールにてお問い合わせください。

宛先：豊島区 保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ

E-mail：A0015600@city.toshima.lg.jp

件名：「(会社名)計画支援業務問い合わせ」

(2) 電話及び窓口での質問には応じません。なお質問書の内容に疑義が生じた場合は、区より質問者へ電話で問合せをさせていただく場合があります。

(3) 質問事項の回答は、令和元年7月23日(火)までに全提案者に電子メールで通知します。

8. 委託予定額

(1) 令和元年度分：4,937,000 円（消費税含む）

*見積額が予定額を超える事業者は選定しません。

*平成 28 年度の実績額との差額については、調査対象者として障害児と事業所を新規追加したこと、会議録作成等を委託内容に新規追加したことを踏まえた予定額としております。

(2) 令和 2 年度分：未定

*令和元年度同様、会議録作成や成果物の作成を委託内容に含んだ予算額を見込んでおります。

<参考>

・平成 28 年度業務委託実績額

豊島区障害者・障害福祉計画策定のための障害者等実態意向調査業務委託費
3,780,000 円（消費税含む）。

・平成 29 年度業務委託実績額

豊島区障害者・障害福祉計画の策定支援業委託費
4,860,000 円（消費税含む）。

9. 審査基準

主な評価項目	主な評価視点
業務実績	・障害者・障害福祉・障害児福祉計画の策定支援経験
見積額	・見積額の妥当性 (令和 2 年度の見積額については評価の対象外です。)
業務執行体制	・配置予定者の業務実績、能力等 ・緊急時の対応 ・個人情報保護への取り組み
豊島区の理解度	・区の現状に対する理解度 ・豊島区基本計画、豊島区地域保健福祉計画を含む現行の障害者・障害福祉・障害児福祉計画に対する理解度
令和元年度調査への提案	・区の現状分析に適した調査項目の設定 ・スケジュール設定に関する妥当性 ・調査結果の集計及び分析手法に対する提案内容の適切さ ・回収率向上に向けた提案内容
令和 2 年度計画策定支援への提案	・国や都などの動向の的確な把握 ・中長期的な視野に立ったうえでの、障害者施策に対する提案内容の適切さ ・提案内容の創意、工夫、わかりやすさ

10. 選定方法

受託候補者の選定を適切に行うため、豊島区障害者計画の改定、および第6期障害福祉計画ならびに第2期障害児福祉計画策定の支援業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(1) 第一次審査（書類選考）

① 提出書類（4. 参加受付の（2）及び6. 提案書等の提出で求めた書類）の内容を審査し、評点順に第二次審査対象者として3社程度を選定します。

② 審査結果は、令和元年8月9日（金）（予定）までに電子メールにて通知するとともに後日書面にて通知いたします。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提案書等の内容について、業務に携わる担当者にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

① 実施日：令和元年8月下旬を予定。

日時、会場等については、第一次審査結果とあわせて通知します。

② 内容：6. 提案書等の提出で求めた書類等をもとに、15分程度のプレゼンテーションを受けた後、15分程度のヒアリングを行います。

11. 受託候補者の特定

(1) 選定委員会において、1位として決定した者を、受託候補者として選定します。

(2) 選定結果については、令和元年9月上旬に自己の結果のみを各提案者に電子メールにて通知するとともに後日書面にて通知いたします。

(3) 評価内容及び選定結果に対する問合せは一切受け付けません。

(4) 本業務の選定結果の概要については、第二次審査終了後に区のホームページ上に公開を予定しています。その際に受託候補者名は公表しますが、その他は会社名など非公開とします。

12. 契約の締結等

(1) 本委託業務の契約については、選定した受託候補者と締結します。

(2) 契約締結時期は、令和元年9月中旬を予定しています。

(3) 辞退又は特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、受託候補者の選定時に順位付けをした順に契約交渉を行います。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4) 本委託業務は令和元年度から令和2年度の2か年分を委託するものですが、今回の契約期間は締結日の翌日から令和2年3月31日までとし、令和2年度については、令和2年度分の予算が成立し、随意契約が認められた場合において、あらためて区と協議の上、契約を締結する予定です。

1 3. その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現にしてください。
- (2) 提出期日までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失うことになります。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された資料は、返却しません。
- (5) 区は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととします。
- (6) 提出期日以降における提出書類の差換え及び再提出は認めません。
- (7) 審査書類提出から契約締結までの間に、3の【欠格条項】に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (8) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。

1 4. 選定までのスケジュール

参加受付期間	令和元年 6 月 19 日 (水) ~ 令和元年 7 月 9 日 (火) 午後 5 時 (時間厳守) まで
参加資格確認通知	令和元年 7 月 12 日 (金) 予定
提案受付期間	令和元年 7 月 16 日 (火) から 令和元年 7 月 26 日 (金) 午後 5 時 (時間厳守) まで
質問受付期間	令和元年 7 月 16 日 (火) から 令和元年 7 月 19 日 (金) 午後 5 時 (時間厳守) まで
質問回答	令和元年 7 月 23 日 (火) まで
第一次審査結果通知	令和元年 8 月 9 日 (金) を予定
第二次審査	令和元年 8 月下旬を予定
第二次審査結果通知	令和元年 9 月上旬を予定

1 5. 担 当

提案書等及び質問書提出先

豊島区 保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ

〒171 - 8422 豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号 区役所 4 階西 3

電 話： 03-3981-1766

F a x : 03-3981-4303

E-mail : A0015600@city.toshima.lg.jp